

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第36回 (R5.9.19)

資料 1


居宅介護に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

訪問系サービス (平成25年4月より、対象者に難病患者等も含む)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (身体障害、知的障害、精神障害) ・ 障害支援区分1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者 (重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者) ・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の視覚障害) ・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の知的障害、精神障害) ・ 以下のいずれにも該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (最重度の身体障害、知的障害、精神障害) ・ 障害支援区分6であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態である者のうち、Ⅰ又はⅡ類型に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ類型 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(ALS、筋ジス等) Ⅱ類型 最重度の知的障害のある者(重症心身障害等) ・ Ⅲ類型 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ・ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ・ 生活等に関する相談及び助言 ・ その他生活全般にわたる援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅における <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ・ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ・ その他生活全般にわたる援助 ○ 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動中の介護 ○ (区分6の者のみ)入院中における <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通支援等 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時における <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助  ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせ、包括的に提供 

居宅介護の概要

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助（身体介護有り）
255単位（30分未満）～833単位（3時間未満）
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

家事援助中心
105単位（30分未満）～
274単位（1.5時間未満）
1.5時間以降309単位＋15分を
増す毎に35単位加算

通院等介助（身体介護なし）
105単位（30分未満）～
274単位（1.5時間未満）
1.5時間以降343単位＋30分を
増す毎に69単位加算

通院等乗降介助
1回101単位

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算（90日間3回を限度として1回につき564単位加算）
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

21,853（国保連令和 5年 4月実績）

○ 利用者数

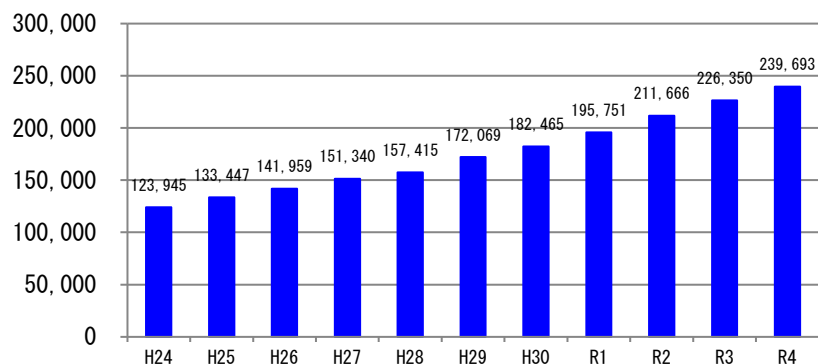
200,783（国保連令和 5年 4月実績）

居宅介護の現状①

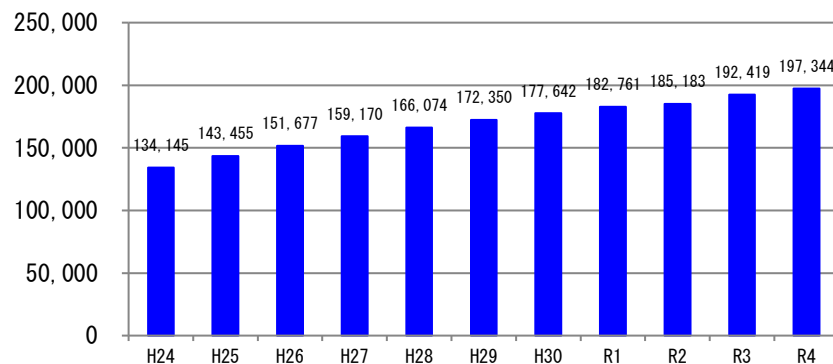
【居宅介護の現状】

- 令和4年度の費用額は約2,397億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約7%を占めている。
- 令和4年度の一人あたり費用月額(一月平均)は、103,802円となっている。

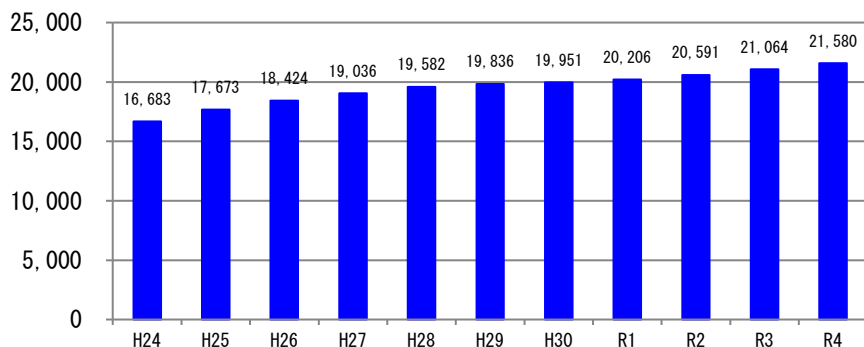
費用額の推移(百万円)



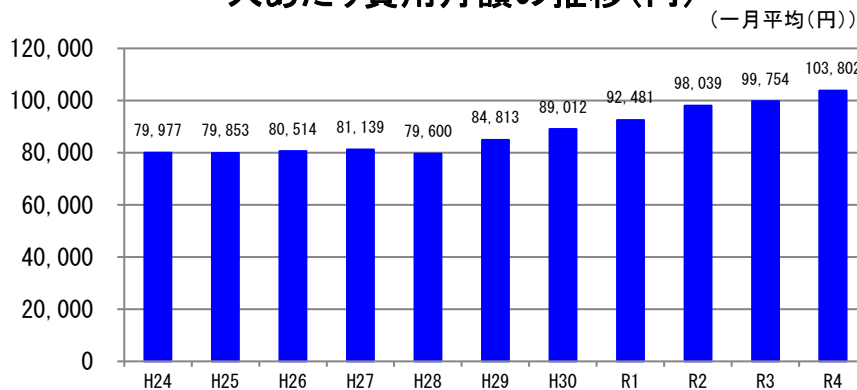
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))

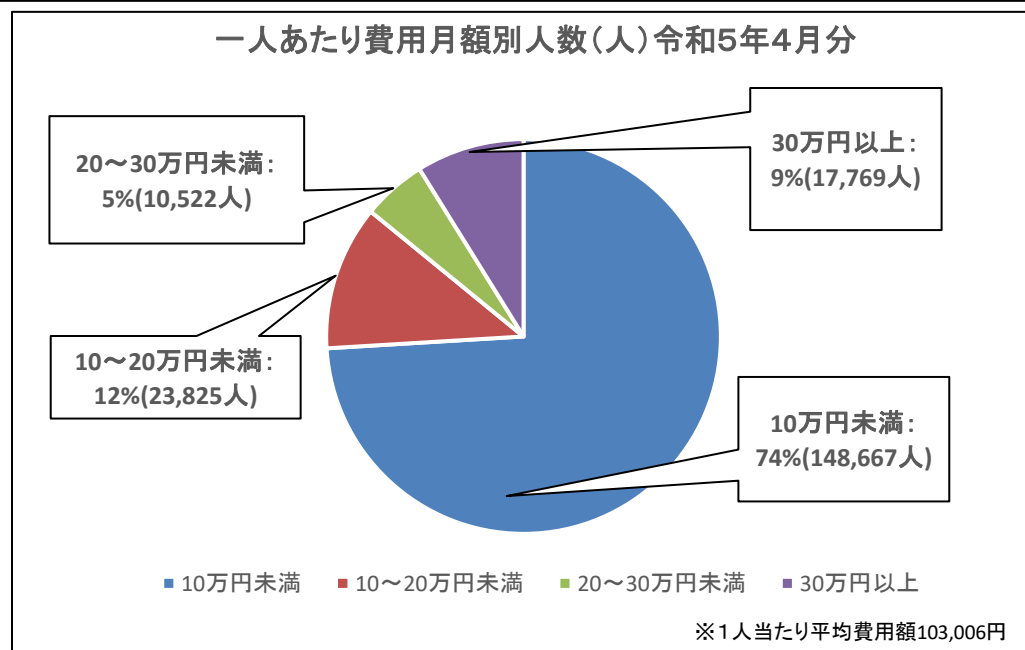
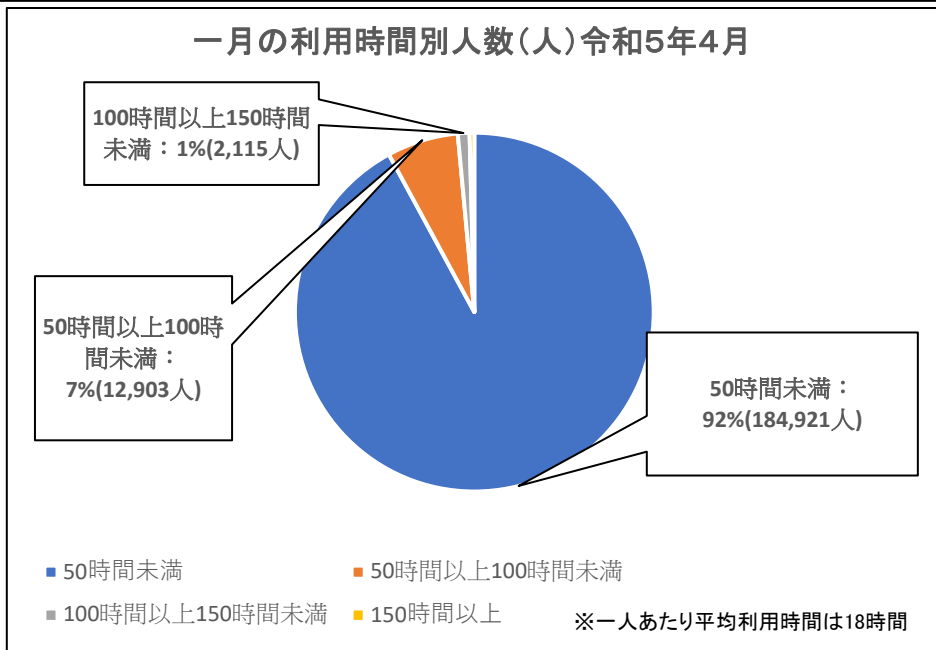


一人あたり費用月額の推移(円)

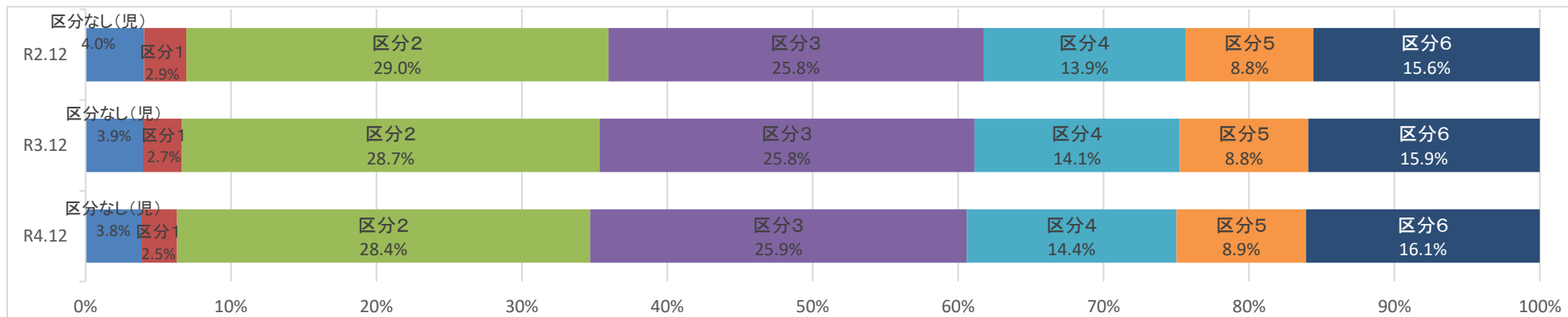


居宅介護の現状②

- 一月50時間未満の利用者が92%を占める。また、一人あたり費用月額、10万円未満の利用者が74%、10万円以上が26%となっている。
- 利用者数は、区分2、3の者が50%以上を占めている。



○ 障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



居宅介護に係る論点

論点 1 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

論点 2 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置について

論点 3 通院等介助等の対象要件の見直しについて

【論点1】居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

現状・課題

○ 特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算を行っている。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

② 良質な人材の確保（従業者総数に占める割合）

- ・ 介護福祉士の割合 30%以上
- ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
- ・ 常勤の居宅介護従事者によるサービス提供 40%以上 など

③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

○ 現行、特定事業所加算の算定にあたり、加算要件の「③重度障害者への対応」、「④中重度障害者への対応」については重度障害者の人数だけで算定している。障害児には重症心身障害児や医療的ケア児がいるが、重度障害児は特定事業所加算の算定の対象になっていない。

【論点1】居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

検討の方向性

- 居宅介護は、障害者だけでなく障害児も支援の対象としており、在宅における医療的ケア児等の支援として、重度障害児への支援を評価できるよう、特定事業所加算の要件の見直しを検討してはどうか。
- 具体的には、特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「③重度障害者への対応」、「④中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加することについて、検討してはどうか。
- ※ 障害者を中心に支援を提供している事業所は、重度障害児への支援を行うための人材育成に時間を要するため、現状において特定事業所加算を取得している事業所については、3年程度の経過措置を検討してはどうか。

1. 居宅介護の利用者数

	利用人数	割合
障害者	192,980人	96.1%
障害児	7,803人	3.9%
合計	200,783人	100.0%

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 一事業所あたりの利用状況（令和4年12月）

一事業所あたりの居宅介護の利用者数は、平均で障害者8.80人となっている。また、障害児0.36人となっている。

居宅介護の利用者数（障害者）

全体 (人)	身体	知的	精神	難病等
区分1	0.11	0.03	0.13	0.01
区分2	0.52	0.25	1.43	0.01
区分3	0.83	0.33	1.15	0.01
区分4	0.59	0.23	0.43	0.02
区分5	0.59	0.16	0.12	0.02
区分6	1.49	0.21	0.06	0.06
合計				8.80
(再掲)喀痰吸引等対象者				0.08

居宅介護の利用者数（障害児）

(人)	全体
身体	0.25
知的	0.08
精神	0.02
難病等	0.01
合計	0.36
(再掲)喀痰吸引等対象者	0.02
(再掲)重症心身障害児	0.02
(再掲)医療的ケア児	0.02
(再掲)医療的ケア児_うち、医療的ケア判定スコア16点以上	0.01

出典：令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
集計に用いた標本数 (n): 426居宅介護事業所

特定事業所加算（居宅介護）の要件

（論点1参考資料②）

算定要件		区分 加算率	(I) +20/100	(II) +10/100	(III) +10/100	(IV) +5/100
体制要件	(1) 従業者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施		○	○	○	
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催		○	○	○	○
	(3) サービス提供責任者から担当従事者に対し、利用者情報の文書等による伝達、サービス提供後の従業者からの適宜報告		○	○	○	○
	(4) 従事者に対する健康診断の定期的な実施		○	○	○	○
	(5) 緊急時等における対応方法の利用者への明示		○	○	○	○
	(6) 新規採用従業者に対する熟練した従業者の同行による研修		○	○	○	○
	(7) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施					○
人材要件	(8) 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは従業者のうち実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者による割合が100分の40以上		○	△※		
	(9) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者		○	△※		
	(10) 2人以上の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置		○	△※		
	(11) 2人以下の配置義務がある事業所については、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。					○
要件 重度者 対応	(12) 障害者のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上		○		○	
	(13) 障害者のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上					○

※特定事業所加算（II）は（8）の要件又は（9）及び（10）の要件のいずれかに該当する必要がある。

1. 居宅介護の事業所数、利用者数

事業所全数	21,853カ所
利用者全数	200,783人

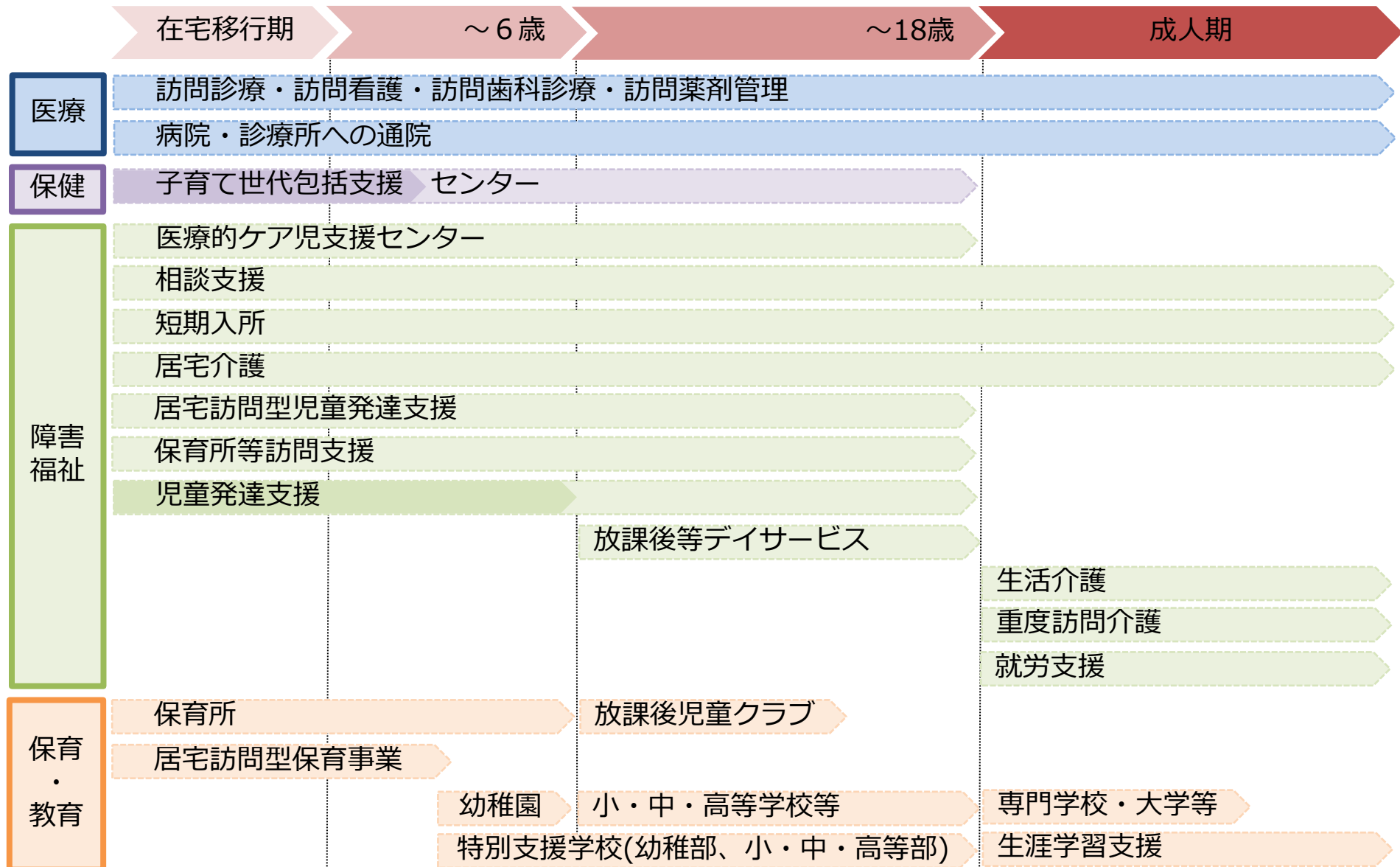
出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 居宅介護の特定事業所加算の取得状況

	事業所数	事業所の割合	利用者数	利用者数の割合
特定事業所加算Ⅰ	1,846カ所	8.45%	27,974人	13.93%
特定事業所加算Ⅱ	5,051カ所	23.11%	75,193人	37.45%
特定事業所加算Ⅲ	104カ所	0.48%	1,471人	0.73%
特定事業所加算Ⅳ	5カ所	0.02%	59人	0.03%
合計	7,006カ所	32.06%	104,697人	52.14%

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

在宅における医療的ケア児及び医療的ケアを必要とする障害者に対する支援等について、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野で取り組まれている。



【論点2】居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置について

現状・課題

- 居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。
- 当該暫定措置の解消に向け、これまでの報酬改定で、以下の見直しが行われてきた。
 - ・ 平成30年度報酬改定において、指定居宅介護事業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に、居宅介護サービス費を10%減算とした。
 - ・ 令和3年度報酬改定において、この減算率10%を30%に引き上げた。
- 介護保険における居宅介護に相当するサービスである訪問介護では、平成24年度報酬改定で10%減算、平成27年度報酬改定で30%減算、平成30年度報酬改定で暫定的な取扱いを廃止している。

【論点2】 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置について

検討の方向性

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置の廃止を検討してはどうか。
- ※ この場合、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置を廃止することとなる。

サービス提供責任者の概要

- 障害者総合支援法において、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、訪問系サービス事業所ごとにサービス提供責任者の配置を義務付け。

＜サービス提供責任者の配置基準＞

- ・事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと
- ・最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置すること
- ・次のいずれかに該当する員数を置くこと
 - a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450 時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
 - d cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる

- サービス提供責任者は以下の役割を担う。

- ①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえた居宅介護計画の作成
- ②利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理 等

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(論点2参考資料②)

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士								
②実務者研修修了者	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー)	○	△ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑤介護職員初任者研修課程修了者								
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○ (一般+応用)	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑩盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑩行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑪居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑫視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和6年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 ほかに、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員+重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

居宅介護初任者研修課程修了者が作成する計画に基づく サービス提供の状況

(論点2参考資料③)

○居宅介護初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供している状況

居宅介護請求 事業者数	うち、初任者研修課程修了 者が作成した居宅介護計画 に基づき提供した事業者数	居宅介護利用者数 (延べ人数)	うち、初任者研修課程修了者 が作成した居宅介護計画に基 づく提供された利用者数 (延べ人数)
21,853事業所	207事業所 (0.9%)	244,802人	481人 (0.2%)

出典：国保連データ（令和5年4月実績）より抽出

【論点3】通院等介助等の対象要件の見直しについて

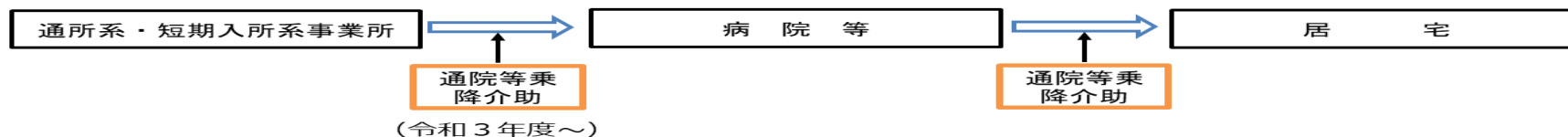
現状・課題

- 障害者の日常生活においては、通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害時相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）が必要となるため、居宅介護の通院等介助等※において、この移動等の介助を行っているところである。

※ 通院等介助（身体介護を伴う場合）、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、通院等乗降介助

- 現行、通院等介助等においては、居宅を始点又は終点とし、病院等への移動等の介助を行っているところであるが、障害福祉サービスの通所系の事業所等から病院等への移動は対象となっておらず、通所系の事業所等の送迎により一度居宅へ戻り、通院等介助等により、居宅から病院等に移動することになる。
- 一方、介護保険制度の訪問介護（通院等乗降介助）では、令和3年度の報酬改定において、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能にしている。

<介護保険の訪問介護の通院等乗降介助の算定例>



【論点3】 通院等介助等の対象要件の見直しについて

現状・課題

- なお、障害者の日常生活及び社会生活の支援については、障害福祉分野による支援だけでなく、雇用主や教育機関等の役割を踏まえながら取り組むことが必要であり、障害者雇用促進法に基づく事業主による合理的配慮との関係や、個人の経済活動に関する支援を公費で負担するか等の課題がある中で、訪問系サービスにおいては、就労中や通勤時の介助等の支援は報酬の対象としていない。

※重度障害者の就労支援に関しては、以下の取組を実施しているところ。

- ・ 重度障害者に対する支援に取り組もうとする企業や自治体に対し、障害者雇用納付金制度に基づく助成金と地域生活支援事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）が連携して、職場や通勤での支援を実施。
- ・ 令和5年5月に障害福祉計画に係る国の基本指針を見直し、自治体は、重度障害者の就労支援に関する支援ニーズ等を把握することを明記。自治体において、令和6年4月に、支援ニーズ等を踏まえた障害福祉計画を策定予定。
- ・ 令和5年度の調査研究事業において、重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討を行うために重度障害者の働き方の実態把握・分析を行うとともに、好事例について周知等を行う予定。

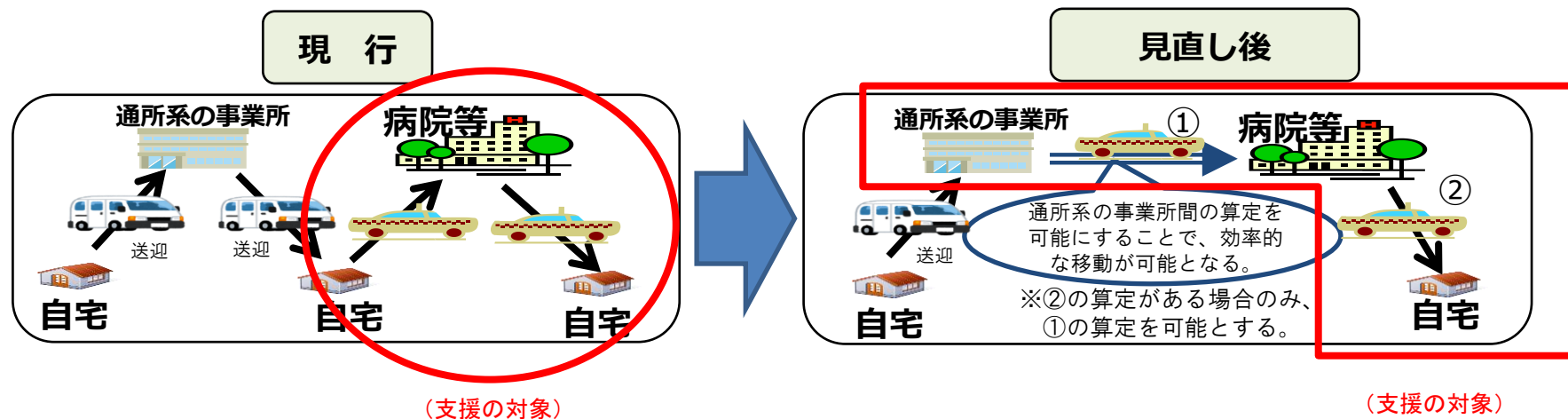
【論点3】通院等介助等の対象要件の見直しについて

検討の方向性

- 居宅介護の通院等介助等について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とすることを検討してはどうか。

※これにより、通所系の事業所等が行っていた居宅と事業所間の送迎の一部が不要になる。

(イメージ)



1. 居宅介護の利用者数

	利用人数	割合
障害者	192,980人	96.1%
障害児	7,803人	3.9%
合計	200,783人	100.0%

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 居宅介護のサービス利用内訳

種 別	人 数
身体介護	108,704人
家事援助	126,957人
通院等介助(身体介護を伴う場合)	32,171人
通院等介助(身体介護を伴わない場合)	8,489人
通院等乗降介助	2,785人

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

令和3年度介護報酬改定の主な事項について (抜粋)

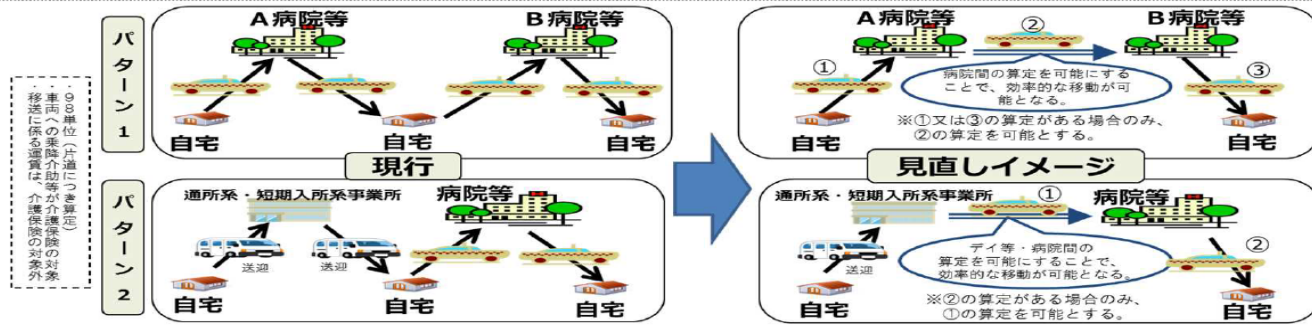
2. (4) 在宅サービスの機能と連携の強化 (その1)

通院等乗降介助の見直し

- 訪問介護の通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能とする。【通知改正】

訪問介護

- 通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関して、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。



訪問入浴介護の充実

- 訪問入浴介護について、新規利用者への初回サービス提供前の利用の調整を新たに評価する。清拭・部分浴を実施した場合の減算幅を見直す。【告示改正】

訪問入浴介護

初回加算 200単位/月 (新設) ※初回の訪問入浴介護を実施した日の属する月に算定

〔算定要件〕

- ・ 訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行うこと。

清拭又は部分浴を実施した場合

(現行) 30%/回を減算 → (改定後) 10%/回を減算

〔算定要件〕 ※現行と同様

- ・ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したとき。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	○医療的ケアの判定スコアで8点以上、かつ、見守リスク(高)が1項目以上ある場合には、通常以上の安全上の見守りが必要と判断し、居宅介護での身体介護項目として、医療的ケア安全見守りを項目化する。また、喀痰吸引等研修を修了した者が介助を行う場合の報酬加算を新設する。	全国医療的ケアライン
2	○社会モデルの発想で支給決定の仕組みを見直すとともに、子育て支援は家事援助の単価では派遣できる事業所が少ないため、他法に合わせ子育て支援加算を新設して頂きたい。	全国自立生活センター協議会
3	○現行の地域生活支援事業の移動支援は、各自治体の裁量的経費で賄われているため支給量に地域格差があるため、障害のある人がどの地域で暮らしていようともサービスを安定的に利用できるよう、地域間格差の解消に向けた方策を講じる。	日本知的障害者福祉協会
4	○居宅介護事業所は小規模である場合が多いことから、安定的かつ合理的な事業運営及び人材不足の解消のため、サービス提供責任者と同法人が実施する障害福祉サービスのサービス管理責任者との兼務を可能とする。	日本知的障害者福祉協会
5	○子どもの最善の利益と障害のある人の権利を守るため、こども家庭庁等の施策と連携を図るとともに、障害のある人の子どもに対する支援を居宅介護サービスにおいて提供できる仕組みを創設する。	日本知的障害者福祉協会